（２）高額障害福祉サービス等給付費等による払い戻し

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内（世帯の範囲については、下記「世帯範囲」参照）における利用者負担額の支払総額が下記「基準額」を超えた場合に、世帯の負担を軽減する観点から、超過分の給付費支給（払い戻し）を行います。

〇対象となる利用者負担額

①障害福祉サービス
②介護保険サービス（同一人が障害福祉サービスを併用している場合に限る）
（※高額介護サービス費・高額介護予防サービス費により償還された額を除く。）
③補装具費（同一人が障害福祉サービス等を併用している場合に限る）
④障害児通所・入所サービス

〇世帯範囲

対象者	合算対象となる世帯の範囲
18 歳未満（障がい児）	保護者(※)と同一世帯の者 ※保護者が障がい者の場合は「保護者の配偶者」も含みます。
20 歳未満の施設入所者	本人と同一世帯の者
18 歳以上（障がい者） （20 歳未満の施設入所者を除く）	本人とその配偶者

〇基準額

区分		負担上限月額	基準額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円	0 円
低所得	市町村民税非課税世帯	0 円	0 円
一般１	居宅で生活する障がい児　かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 28 万円未満）	4,600 円	4,600 円
	20 歳未満の施設入所者　かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 28 万円未満）	9,300 円	9,300 円
	居宅で生活する障がい者　かつ 市町村民税課税世帯（所得割額 16 万円未満）	9,300 円	37,200 円
一般２	市町村民税課税世帯で一般１以外	37,200 円	37,200 円

※補装具費については、負担上限月額及び基準額ともに、生活保護・低所得は「0 円」、一般１・一般２は「37,200 円」になります。

※合算対象となる世帯の範囲において負担上限月額が異なる場合は、一番高い負担上限月額に対応した基準額となります。

〇その他

・申請は５年間遡ることができます。
（例：令和５年４月申請⇒平成３０年５月以降の利用者負担額が対象）
・高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含めたうえで支給額算定を行います。

（３）介護保険サービスの利用負担の軽減

※新高額障害福祉サービス等給付費

問合せ先　福祉課障がい班
市役所総合窓口課
各総合支所地域振興課

同月・同一世帯内における利用者負担額の６５歳に達する日前５年間にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けられていた対象の方に対し、平成３０年４月以降の障害福祉相当介護保険サービスの利用負担軽減を目的に給付費支給を行います。

〇介護保険相当障害福祉サービス（以下のサービスが該当）

・居宅介護　・重度訪問介護　・生活介護　・短期入所

〇障害福祉相当介護保険サービス（以下のサービスが該当）

・訪問介護　・通所介護　・地域密着型通所介護　・短期入所生活介護
・小規模多機能型居宅介護

〇対象者（下記の全てを満たす方）

①６５歳に達する日前５年間（入院その他やむを得ない事由により介護保険相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く）にわたり、介護保険相当障害福祉サービスの支給決定を受けていたこと。

②６５歳に達する日の前日及び申請時において、本人とその配偶者が市町村民税非課税世帯または生活保護受給世帯に該当すること。

③６５歳に達する日の前日において障害支援区分が区分２以上であったこと。

④６５歳までに介護保険サービス(介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービスを含む)を利用していないこと（４０歳から６５歳になるまでの間に特定疾病により介護保険サービスを利用したことがある場合は対象となりません。)。

〇その他

・申請は５年間遡ることができます。
（例：令和５年４月申請⇒平成３０年５月以降の利用者負担額が対象）
・高額介護サービス費【年額】等の支給を受ける場合、それらの支給決定内容を含めたうえで支給額算定を行います。
・障害福祉相当介護保険サービスに該当しないサービスの利用者負担額については、算定対象外となります。